

### 3 . 富田林市指定給水装置工事事業者審査委員会要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、富田林市指定給水装置工事事業者規程(平成10年規程第4号。以下「規程」という。)第19条第2項の規定に基づき富田林市指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 規程第8条の規定による指定の取り消し
- (2) 規程第9条の規定による指定の停止

(組 織)

第3条 委員会は、上下水道部長、水道総務課長、料金課長、水道工務課長、浄水課長、水道総務課長補佐、水道工務課長補佐をもって組織し、委員長には上下水道部長を、副委員長には水道総務課長をもって充てる。

(会 議)

第4条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、会議を主宰する。

- (1) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (2) 委員会は過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- (3) 委員会の議事は出席委員の過半数で決する。
- (4) 委員会は、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(秘密の保持)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶 務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課総務係において処理する。

(補 則)

- (1) この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。